

韮崎市告示第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの証明書等発行手数料にかかる指定納付受託者を下記のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月26日

韮崎市長 内藤 久夫

記

指定納付受託者	所在地
山梨中銀ディーシーカード株式会社	山梨県甲府市武田二丁目9番4号
株式会社ジェーシービー	東京都港区南青山五丁目1番22号